

最低賃金を引き上げます

都道府県により日にちにばらつきはありますが、平成 29 年 10 月より最低賃金が 2.79%上がります。

都道府県	改定前	改定後	効力発生日
東京都	932 円	958 円	平成 29 年 10 月 1 日
神奈川県	930 円	956 円	平成 29 年 10 月 1 日
埼玉県	845 円	871 円	平成 29 年 10 月 1 日
千葉県	842 円	868 円	平成 29 年 10 月 1 日
茨城県	771 円	796 円	平成 29 年 10 月 1 日
山梨県	759 円	784 円	平成 29 年 10 月 13 日

今回の改定により、全国トップの最低賃金額である東京都の場合、『958 円』が最低賃金です。

知らぬ間に最低賃金割れとなってしまうことがないように、従業員の給与や求人の際に提示している賃金額の見直しに取り掛かりましょう。

【東京都で働く A さん：1 日 8 時間／21 日の場合】

基本給 170,000 円

職務手当 10,000 円

交通費 10,000 円

残業手当 20,000 円

計 210,000 円

A さんに支給された賃金から、最低賃金の対象と
ならない賃金を除きます。

除外される賃金は通勤手当・時間外手当で職務手当
は除外されません。

$210,000 \text{ 円} - (10,000 \text{ 円} + 20,000 \text{ 円}) = 180,000 \text{ 円}$

$180,000 \text{ 円} \div (8 \text{ h} * 21 \text{ 日}) = 1,071 \text{ 円} > 958 \text{ 円}$

となり最低賃金以上となっています。